

第1節 都市・インフラの防災対策の推進

木造住宅密集地や都市基盤の未整備地域など、都市構造上地震の被害が予想される地域や新たな宅地等の開発計画地域については、各種都市整備手法による開発指導を行うとともに、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、道路・公園等の整備を図り、地域の危険性の低減に努める。

- 第1 地域指定による規制・誘導等
- 第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備
- 第3 オープンスペースの整備，拡大
- 第4 道路・橋りょう等の整備
- 第5 ライフライン施設の防災性の強化
- 第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

第1 地域指定による規制・誘導等

都市整備部（都市計画課）

都市計画法や宅地造成等規制法の地域指定による建築行為の規制・誘導，また，宅地開発指導要綱等に基づく開発指導を行い，安全で秩序ある市街地の形成に努める。

1 用途地域等の指定

都市計画区域内の土地について，無計画な市街化や土地利用の混乱を防ぐため，都市計画法に基づき市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を定めるとともに，用途地域を指定し，建築物の用途，建ぺい率・容積率等の規制を行っている。

今後は「都市計画マスタープラン」等に基づく計画的市街地の形成が図れるよう，区域区分や適用途地域等の見直しを図るほか，建築・開発行為について指導を徹底し，秩序ある市街地の形成に努める。

[資料震予1-1 用途地域指定状況]

2 防火地域・準防火地域の指定

都市計画区域内において密集市街化された地域を防火地域に，将来密集化する見込みのある地域を準防火地域に指定している。

今後，市街地の密集化の状況等を考慮し，地域指定の拡大を図るなど，必要に応じて地域指定の見直しに努める。

[資料震予1-2 防火地域・準防火地域指定状況]

3 宅地造成等規制法に基づく宅造規制等

宅地造成工事又は既成宅地におけるがけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため，宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域として，昭和40年12月に市内の丘陵地の一部を指定したが，平成12年4月に区域を変更し，現在，総面積1,008ha

を規制区域に指定している。同法及び都市計画法による開発許可制度により、宅地造成等に伴うがけ崩れや災害を防止し、建築物の被災を予防するため、造成計画、構造、施工等について指導を進める。

また、がけ地等の災害危険箇所については、定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者、借地権者に対し、その防護について積極的に指導助言し、安全管理を徹底するよう努める。

4 宅地開発指導

一定規模以上の開発事業について、「宅地開発指導要綱」及び「開発行為等審査基準」を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。

開発事業に際しては、同要綱等に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等を発生させないように、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時停止及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。

5 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施

市は大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地があった場合は、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第2 面的整備事業等による安全な市街地の整備

都市整備部（都市計画課，市街地整備課，東部区画整理事業課，西部区画整理事業課，北部区画整理事業課）

「宇都宮市国土強靱化地域計画」や「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画に基づき、木造家屋が密集している既成市街地や、道路等の公共施設が未整備のまま市街地化が見込まれる地域において、市街地再開発事業，土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震不燃化や道路，公園，下水道などの総合的整備を面的に展開し，都市の防災化を図る。

1 市街地再開発事業の推進

建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において，都市再開発事業により，土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り，都市機能の更新・強化を進めている。

今後とも，事業を推進し，安全で住み良い市街地の形成に努める。

[資料震予1－3 市街地再開発事業一覧]

2 土地区画整理事業の推進

公共団体及び組合施行による土地区画整理事業により，道路，公園，下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めている。

今後とも，事業を推進し，また，都市基盤の未整備の地区について，事業化を計画的に進めていく。

[資料震予1－4 土地区画整理事業一覧]

第3 オープンスペースの整備, 拡大

都市整備部（緑のまちづくり課, 公園管理課）

都市公園や緑地は, 都市に潤いを与え, 市民に憩いの場を提供する等, 良好な都市環境を形成する上で, 重要な役割を果たすと同時に, 地震災害等に際し, 延焼防止空間あるいは避難場所として防災上重要な役割を担っている。

地震に強い都市を支える基幹的な防災空間として, 公園・緑地の充実化を重視し, 「緑の基本計画」に基づく体系的な整備, 拡大策を推進する。

1 都市公園の整備

都市公園の新設, 既設公園の拡充及び再整備を今後とも推進し, また, 緑道等によるネットワーク化を図り, 震災時等の防災拠点空間として活用できるよう整備する。

[資料震予1-5 都市公園整備状況]

2 緑地の保全

市内の貴重な自然資源である緑地, 樹林地等について, 環境・景観・防災の観点から優れた地区においては, 保全の推進を図る。

第4 道路・橋りょう等の整備

建設部(技術監理課, 道路管理課, 道路建設課, 道路保全課, 河川課),
都市整備部(都市計画課)

道路・橋りょうは, 人や物資の輸送を分担する交通機能のみならず, 震災時には避難, 救援・救護, 消防活動等の動脈として, また火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を担っている。

「宇都宮市長寿命化修繕計画」などの関連計画に基づき, 適切な幅員を持つ幹線道路により, 都市の骨格的道路網を計画的に構成するとともに, 橋りょう等の耐震性を強化し, 地震に強い都市の基盤形成を図る。

1 道路の整備

本市を中心とする宇都宮都市圏の「都市交通マスタープラン」等に基づき, 宇都宮市を核に, 環状線及び放射線状による体系的な都市圏道路網の形成を目指している。

災害時において防災空間, 緊急輸送路等として重要な役割を担うこれら幹線道路について, 国や県との調整を図りながら, 耐震性に配慮した道路整備に努める。

幅員4m未満の狭あい道路については, 震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあることから, 拡幅整備を促進する。

また, 地震時における道路機能を確保するため, 山間地や斜面等で法面崩落等の危険箇所の点検を実施していく。

2 橋りょうの整備

地震災害時における避難, 救援・救護, 復旧活動等に支障のないよう, 橋りょうについては, 落橋により大きな被害が想定されるものについて, 計画的に耐震化を図る。

特に震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋りょうについては, 国, 県との

連携のもとに、緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋りょうの新設や架け替えにあたっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

3 河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、管理施設について、耐震診断や地震により破壊を受けた場合の影響等の調査、耐震化工事について、検討する。

第5 ライフライン施設の防災性の強化

上下水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株) 上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これら施設が地震による被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となる。

これらライフライン施設については、次のような耐震化、応急復旧体制の整備推進を図り、震災時の被害の軽減や被災時の早期復旧に備えた防災性の強化に努める。

1 上水道施設の防災性の強化

上下水道局

上下水道局は、震災時における水道施設の被害箇所をできるだけ少なくして、断水区域を最小限に止め、断水時間を短縮するために、次に基づく水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備を進める。

(1) 書類の整備

施設の設計や設備等に関する図面等を整備し、万全な保管を行う。

(2) 防災体制の編成

的確かつ迅速な応急復旧体制を講じるために、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

(3) 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「水道施設設計指針・解説」「水道施設耐震工法指針・解説」に基づく耐震設計を施すとともに、新たな耐震資器材、耐震工法等の積極的導入を図る。また、既存施設についても同指針・解説に基づき必要に応じて補修、補強等を実施する。

(4) 導水施設の補強

原水の取水不能は、浄水及び配水に大きな支障を及ぼすことから、原水取水の安定性の向上を図るため、導水管路の古い施設については、更新や耐震性強化を図る。

(5) 送・配水施設の補強

送・配水管路の中には、材質や継手など耐震性が低いものがある。このため、できる限り被害の軽減を図ることを目的とし、これらの管を耐震性の高い管に取り替える。あわせて、浄・配水場間の水運用を可能とする幹線の整備を図る。

(6) 貯留水の確保

配水の安定性や、事故、災害時の安全度の向上策として、配水池容量の増加や独

立した配水機能を発揮できる配水ブロック化の推進を図る。

また、震災時の飲料水を確保するため応急給水の専用施設として震災対策用貯水池の整備など応急給水拠点施設の整備により最低限の飲料水を確保する。

さらに、水道事業者間の緊急時連絡体制を整備し、被災時の応援体制の強化を図る。

(7) 給水装置の改善

給水管は、破損等の被害が多数発生することが予想されるため、配水管布設工事等にあわせて、耐震性の高いポリエチレン管やステンレス管に取り替える。

(8) 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬品注入設備、燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

(9) 維持管理の徹底

平常時より、施設の維持管理の徹底に努め、点検等により危険箇所の早期発見を図り、改善を施す。

(10) 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

2 下水道施設の防災性の強化

上下水道局

下水道施設は、雨水や汚水の適切な排水を担い、都市の良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。

上下水道局では、次の措置により下水道施設の耐震化・維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。

(1) 施設の管理図書の整備

被災調査及び復旧工法にあたっては、当該施設の設計図書及び管理図書の整備が有効であるため、あらかじめ図書の整備を図る。また、バックアップを設け安全度の向上を図る。

(2) 防災組織体制の編成

災害時に、直ちに復旧できるよう、所要の組織単位ごとに組織体制を整備する。

(3) 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づく耐震設計を施すとともに、新たな耐震資器材、耐震工法等の積極的導入を図る。

また、既設の施設についても同指針と解説に基づき、必要に応じて補修、補強等を実施する。

(4) 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を推進するための行動手順と、計画立案のマニュアルを策定する。

(5) 施設の点検、整備（維持管理の徹底）

施設の各種被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うために、施設の現状の把握、耐震性等の検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

(6) 下水道施設の系統化・ネットワーク化

重要幹線や下水処理場内の主要水路・管きよ等が破断した場合、システム全体が長期にわたり機能停止に陥る。これを避けるため、重要幹線の二重化や処理場内水路等の複数系統化の推進について検討する。

また、下水道施設が損傷した場合にその機能が代替できるよう、管きよ、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

(7) 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備，燃料用設備，消化ガスタンク設備の設置にあたっては，地震による漏えい，その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

3 電力施設の防災性の強化

東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッドでは、震災時の電力供給を確保するため、耐震設計基準に基づく施設整備を図るとともに、電力供給の多系統化による非常時の供給確保、災害に備えた人材、復旧用資器材等の調達体制を整備する。

(1) 電力施設の整備

電力施設については、別に定める設計基準により、耐震化を図る。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、常時、東北電力と連系され、さらに緊急時には他電力などの応援を受け、供給の安定化を図る。

停電時には、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となり、停電の防止や停電範囲の局限化・短時間化に努める。

(3) 要員、資機材の確保対策

ア 非常災害対策本（支）部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路、交通途絶時に出勤すべき最寄事業所を定める。

イ 復旧作業等において応援を要する請負会社等との連絡体制を確立する。

ウ 復旧作業等に必要な資機材について、災害時における調達方法の整備に努め、また、非常用食料、飲料水等について必要量を備蓄、確保する。

(4) 防災訓練の実施

震災時の円滑な対応を図るため、次の内容を主とする非常災害対策訓練を年1回、全店的に実施する。

- (訓練項目)
1. 情報連絡訓練
 2. 本・支部運営訓練
 3. 復旧訓練（復旧対策の机上計画，復旧作業訓練等）
 4. 災害対策用資機材の整備点検を主とする演習

4 都市ガス施設の防災性の強化

東京ガス(株)

都市ガスの導管・ガスホルダーは、「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等にもとづいた設計、材料・工法を採用し、阪神・淡路大震災クラスの地震への耐震性を有している。

また、独自で供給区域各所の地震計を設置し、ガスメーターには感震遮断機能を設け、万一の際にはガスの供給を停止し、2次災害を防止する対策を実施している。

さらに、地震後の供給再開を迅速に行うため全国のガス事業者との協力体制を構築、万が一の場合には速やかに救援を受け入れるための備えも行っている。

(1) 予防対策

- ① ガス導管は大きな地盤変動にも耐える「溶接接合鋼管」・「ポリエチレン管」を採用し地震による導管への被害を最小限に抑制する。
- ② ガスホルダーは岩盤まで到達する基礎を建設し、さらに揺れを吸収するオイルダンパーを設置、耐震性を図っている。

(2) 緊急対策

- ① ガスメーターには震度5程度の揺れで作動する感震装置が組み込まれており、ガスの供給を自動的に遮断する。
- ② 大規模な建物では、ガス管の建物貫通部直後に緊急遮断弁を設置、万が一の際は建物の管理室等から遠隔で遮断できるシステムが導入されている。
- ③ 供給区域内各所に独自の地震計を設置し、地震の強さ・建物被害状況により二次被害の発生が予想される地域については、事務所から遠隔操作で当該地域のガス供給を遮断する。

(3) 復旧活動への備え

- ① 二次被害防止のため供給停止した地区について、ガスの供給を再開するためには各種の安全確認に膨大な人力を要する。東京ガスでは全社的な復旧応援体制を構築、また全国のガス事業者間での相互応援体制も構築しており、迅速なガス供給再開を実現する。
- ② 供給再開までの間、避難所・救急病院等の施設にガスの臨時供給が行えるよう、移動式ガス発生設備等の準備も進める。
- ③ 復旧活動においては、関係行政、警察、消防と連携を密に図った上、報道機関へ協力を依頼し、住民への的確な情報発信に努める。

(4) 体制の整備・強化

- ① 地震発生時の体制については、常に最新の体制を整備しておくとともに、社員・協力企業全員が各自の役割を認識、「明日来るかもしれない」という心構えを持ち、いざ本番に迅速かつ的確な対応ができるよう、教育・訓練を定期的実施する。
- ② 行政・地域の防災訓練に積極的に参加し、防災意識の高揚、県内ガス事業者との連携を強化するとともに、都市ガスの地震対策について地域住民への周知活動を行う。

5 電信電話施設の防災性の強化

東日本電信電話(株)

電信電話施設の損傷は、災害時の各種情報伝達、応急復旧活動、生活、経済活動等に多大な影響をもたらす。

東日本電信電話では、施設耐震化の強化を推進し、災害時の通信サービスの確保、早期復旧に努める。

(1) 局舎・局舎内施設の耐震対策

局舎は、耐震・耐火構造の設計を行うとともに、防火扉、防水堤等を設置し、各

種災害に対しての施設維持に備える。

また、局舎内の通信施設は、耐震補強支持器具等による倒壊、損傷防止対策を行うとともに、非常用予備電源として、備蓄電池及び発電機を設置する。

(2) 災害対策用機器

通信の全面途絶地、避難場所等との通信を確保するため、通信衛星を利用した各種災害対策機器を配備する。このほか長時間停電時の通信電源を確保するため、移動電源車を配備するほか、局外通信施設の被災に備え、応急用ケーブルほか各種災害対策用機器を配備する。

(3) 大地震を想定した災害対策実施計画

大地震等による災害への対処策として次の予防策を推進する。

ア 電気通信施設の巡回点検、施設の被害予防体制を強化する。

(ア) 緊急時情報・連絡体制の強化、動員体制の確立

(イ) 関係設備の監視・点検整備の強化、弱体部の補強及び防護

(ウ) 応急復旧機器・資材等の把握及び事前措置

(エ) 工事中の施設の防護、二次災害防止策の実施等

イ 公共機関等重要通信を確保するため、回線複数化、回線の分散収用を推進する。

ウ 架空ケーブルの地中化を図り、耐震性を強化する。

エ 通信衛星 JCSAT-5A を活用した衛星移動通信システムを配備し、災害時における通信サービスを確保する。

オ 「災害用伝言サービス」により、被害地への安否確認等の情報サービスを提供する。

カ 被災地において自治体等が中心となった情報収集、避難者への的確な情報提供を可能とするため、パソコンネットワークを活用した「被災地情報ネットワーク」の整備を図る。

キ 緊急事故対策及び地震などの非常時の緊急配置について、必要に応じ、防災訓練を実施する。

第6 廃棄物処理施設の防災性の強化

環境部(廃棄物施設課)

廃棄物処理施設は、廃棄物の適切な処理を担い、都市の良好な生活環境を維持する上で重要な機能を有している。

市では、次の措置により廃棄物処理施設の維持管理を徹底し、震災時の被害軽減化、機能確保に努める。

1 維持管理の徹底

平常時より、施設の維持管理に努め、点検等により危険箇所の早期発見を図り、改善を施す。

2 復旧体制の強化

(1) 緊急時における職員等の連絡体制及び技術者等の応援を含めた応急復旧体制を強

- 化する。
- (2) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

第2節 防災知識の普及

災害による被害を最小限に止めるためには、行政や関係機関による各種災害対策とともに、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という市民の心構えと行動が重要となる。市及び関係機関は、災害対策活動に備え職員の意識啓発を積極的に行うとともに、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める。

- 第1 職員に対する防災教育
- 第2 市民に対する防災知識の普及
- 第3 児童生徒に対する防災教育
- 第4 事業所に対する周知啓発
- 第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育
- 第6 防災意識調査
- 第7 防災に関する調査研究
- 第8 教訓の伝承

第1 職員に対する防災教育

行政経営部（危機管理課）、関係機関

市及び関係機関は、職員へ防災計画の十分な周知を図るとともに、地震時の適正な判断力を養成し、防災活動を的確に実行できるよう、職員に対する防災訓練の実施、防災講演会・研修会の開催を通じ、防災知識の普及に努める。また、職員用防災マニュアルとして、本計画に基づく各機関の防災体制と各自の任務分担、災害が発生した際の非常招集の方法、災害に関する基礎知識、その他防災対策上必要な事項を冊子にまとめる。

第2 市民に対する防災知識の普及

行政経営部（危機管理課）、関係各部（関係各課）

住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。

特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、「宇都宮市わが家の防災マニュアル」の作成・配布などにより、継続的に周知する。

1 広報等による普及啓発活動

(1) 広報の方法

- ア 広報うつのみや、市ホームページ等の利用
- イ ポスター等の利用
- ウ 防災マニュアル、ハザードマップ等の配布
- エ 広報車の活用
- オ 報道機関の活用

カ その他講習会，展示会，防災訓練等の利用

(2) 広報の内容

ア 本市の防災対策

イ 地震に対する知識と過去の災害事例

ウ 緊急地震速報の受信時の行動

エ 災害に対する日常の心得

- ・非常用備蓄
- ・生活再建に向けた保険加入等の自助対策

オ 災害発生時の心得

- ・避難情報の意味
- ・避難行動

※ 避難勧告等が発令された場合，指定緊急避難場所への移動を原則とするものの，避難時の周囲の状況等により，指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は，近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行う。

- ・避難時や避難所生活における助け合い

カ 帰宅困難者対策

2 防災週間等における行事の実施

防災週間や全国火災予防運動，防災とボランティア週間をはじめ，各種防災・安全週間等において，関係機関等と連携して様々な行事を実施し，防災意識の高揚と防災知識の普及に努める。

名 称	期 間
防災週間	8月30日～9月5日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
全国火災予防運動	春 3月1日～3月7日 秋 11月9日～11月15日
水防月間	5月1日～5月31日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
全国山火事予防運動	春の全国火災予防運動期間にあわせて実施

3 消防団員等による巡回指導

消防団員等による各家庭への巡回指導を促進し，家具の固定，避難口等の点検，避難場所の周知及び地震発生時の対応等の指導を行い，防災知識の普及に努める。

4 防災研修施設の活用

市民の自主防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的施設として県が整備した防災館を活用し，地震体験装置等の防災体験を通じて，防災知識の普及に努める。

第3 児童生徒に対する防災教育

教育委員会（学校健康課，学校教育課）

学校教育を通じて児童生徒に対する防災知識の理解促進に努めるとともに，避難訓練等を通して学校，家庭等における正しい防災の備えについて修得できるよう指導する。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修に計画的に参加させるとともに，市教育委員会が作成した「防災教育の手引き」や指導広報「防火・防災計画の在り方」の活用等により，教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

各学校の実態や地域の特性等を十分踏まえて作成された学校安全計画に基づき，学校教育活動全体を通して防災教育を行うとともに，児童生徒の発達の段階に応じ，「自分の身は自分で守る（自助）」「お互いに助け合う（互助）」などの意識が根付くよう，指導の充実を図る。

防災教育の実施にあたっては，防災関係指導資料「防災教育の手引き」（H25.3 市教育委員会作成），「東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応」（H24.6 県教育委員会作成）等を活用し，過去の災害，防災体制の仕組みなどを理解させるとともに，児童・生徒の助け合いを組み込んだ訓練等，災害時の対応力を育むことに留意する。

第4 事業所に対する周知啓発

行政経営部（危機管理課）

災害発生時に公共交通機関の運行停止等に伴う帰宅困難者の発生を抑制することができるよう，平時より，事業者に対して社員が帰宅困難となった場合の対策（翌日帰宅，時差帰宅）の検討について呼びかけを行う。

第5 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

消防局，防災関係機関

市及び防災関係機関は，危険物を有する施設，病院，社会福祉施設，ホテル，旅館，大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者及び職員に対して，地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

また，これらの施設については，特に地震発生時における出火防止，初期消火，避難誘導等に対処できるよう，自主防災体制の強化を促進する。

第6 防災意識調査

行政経営部（危機管理課）

市民の地震についての知識と防災意識を把握するため，必要により世論調査やアンケート調査等を実施し，その結果を参考にして本計画の見直しや市民の防災意識の啓発に努める。

第7 防災に関する調査研究

関係各部（関係各課）、関係機関

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第8 教訓の伝承

行政経営部（危機管理課）

市や市民は、東日本大震災など災害の経験、教訓等を大人から子どもに語り継ぐ機会を設けるなど、これらが風化することなく後世に継承されるよう努める。

第3節 防災訓練の実施

自主防災組織，事業所，防災関係機関が個別に，また，それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し，災害発生時の対応能力の向上を図るとともに，各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう，市は，総合防災訓練の実施に努める。

第1 市及び防災関係機関の訓練

第2 市民，事業所等の訓練

第3 児童生徒等の防災訓練

第1 市及び防災関係機関の訓練

行政経営部（危機管理課），消防局，関係各部（関係各課），関係機関

東日本大震災など災害の教訓を踏まえ，防災計画の習熟や防災関係機関との連携強化，さらには防災意識の高揚を図るため，市民や防災関係機関，学校，事業所等の参加を得て，避難行動訓練や避難所設置運営及び炊き出し訓練，緊急物資輸送訓練，ライフライン機関の応急復旧訓練などを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

また，防災活動の要となる市及び防災関係機関は，災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため，大規模災害発生を想定し，情報収集・伝達訓練や非常招集訓練，避難所開設運営訓練，図上訓練などを実施する。

第2 市民，事業所等の訓練

消防局，関係各部（関係各課）

自治会及び自主防災組織，事業所等は，震災時の自主的な防災行動力を高め，また，防災意識の向上，組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため，積極的に総合防災訓練へ参加するとともに，次に掲げる項目を中心に，防災訓練を実施する。

- ア 情報伝達訓練
- イ 避難訓練
- ウ 避難所運営訓練
- エ 初期消火訓練
- オ 救出・救助訓練
- カ 炊出し訓練等

第3 児童生徒等の防災訓練

教育委員会

各学校は，災害を想定した避難訓練を定期的の実施し，児童生徒の避難行動，教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

特に児童生徒一人一人が的確な判断と機敏な行動がとれるよう，次のような教育を行うとともに，実践的な訓練の実施に努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 地震発生時及び緊急地震速報などの地震に関する情報が発表された場合の対応
- ウ 学校の立地条件，地域の危険箇所等に関する知識
- エ 起震車による地震体験
- オ 避難所，避難場所等に関する知識
- カ 自衛意識に関する知識
- キ 事後の対応

第4節 地域防災の充実

災害発生時には、防災関係機関の活動が十分機能しないなどの事態が予想されるため、日頃から市民自らによる初期消火、救出救護、避難等の自主防災活動を行う必要がある。このため市民や事業所等が協力し、効率的な地域防災活動が図れるよう、自治会、事業所等による自主防災組織の育成・強化を図るとともに、自助・共助の精神に基づく地域防災活動の支援体制の整備を行う。

- 第1 地域における自主防災組織の育成・強化
- 第2 少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化
- 第3 事業所における自主防災組織の育成・強化
- 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 地域における自主防災組織の育成・強化

消防局，関係各部（関係各課）

地域住民による自主防災組織の育成・強化を推進するため、研修会・説明会の開催、広報活動、防災知識の普及啓発等を行うとともに、防災訓練の実施、防災資機材の増強等について積極的に支援するとともに、被災時に十分な活動ができる組織体制を構築する。

1 自主防災組織の規模及び編成

自主防災組織は、原則として連合自治会単位又は自治会等の組織を活かした編成とするが、災害時に自主的に活動ができるよう、単位自治会や班単位の活動体制について整備促進するとともに、各地域の活動に関する情報・意見交換等を行う連絡会議において、自主防災組織相互の連携や協調が図られるよう支援する。

自主防災組織には、規模に応じて隊長、副隊長及び班長を置き、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班及び給食給水班の各班を設置する。

[資料震予4-1 自主防災組織一覧]

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災マップの作成（地域における災害危険箇所、消火栓・防火水槽・井戸・避難場所・医療救護施設等の把握）
- ウ 災害時の活動マニュアルの作成
- エ 地域における防火・防災等予防上の措置（各家庭の安全点検等）
- オ 地域における情報収集・伝達体制の整備
- カ 要配慮者対策実施の検討

- キ 事業所や各種団体との連携・協力体制の整備
- ク 防災資機材の維持点検
- ケ 防災訓練の実施
- (2) 災害時の活動
 - ア 出火防止及び初期消火
 - イ 負傷者の救出，救護
 - ウ 地域住民の確認
 - エ 情報の収集伝達
 - オ 避難誘導，避難生活の指導
 - カ 飲料水，食料などの配分，炊出し，給水活動
 - キ 地域の要配慮者の救助
 - ク 他地域への応援等

3 自主防災組織への支援策

(1) 自主防災活動への助成

自主防災組織にはテント，担架，トランシーバー等災害応急資機材の整備や防災訓練の実施等を支援するため，活動資金を助成する。

(2) 自主防災組織の育成強化

次のような施策を実施し，自主防災組織の育成・強化を図る。

- ア 啓発資料の作成
- イ 各種講演会，懇談会等の実施
- ウ 事業所や各種団体との連携促進に係る助言
- エ 情報の提供
- オ 各自治会・自主防災組織への個別指導・助言
- カ 各自治会・自主防災組織ごとの訓練，研修会の実施
- キ 表彰・活動支援制度等の活用

4 防災リーダーの育成

自主防災組織が地域の実情に合った効果的な活動を行えるよう，研修会や講演会を開催するなど，防災リーダーの育成・支援を図る。

第2 少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化

消防局

少年消防クラブ，婦人防火クラブの育成・強化を図り，地域における自主防災活動の活性化を進める。

1 少年消防クラブ

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防クラブに対し，少年消防クラブニュースその他の資料を配布し，また各行事を通じ防火，防災，避難等について指導する。

2 婦人防火クラブ

出火の傾向が一般家庭に多いことから、家庭の主婦を対象に婦人防火クラブへの加入を促進し、防火教室・講習会等の開催、また、初期消火、通報及び避難の訓練等を実施して、防火意識の啓発、防火知識の習得を図る。

第3 事業所における自主防災組織の育成・強化

消防局

市内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に多数の人が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を強く指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化する。

1 自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置指導の徹底を図る。

ア 高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等多数の人が利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自主防災組織を設置し、出火の防止にあたることが効果的である施設

また、法令等により、既に防火管理者等を置き、自衛消防隊等を設置している施設においては、現在の消防体制に地震対策を考慮し、その充実強化を図る。

[資料震予4-2 自衛消防組織一覧]

2 自主防災組織の活動内容

事業所等は、災害に際し、次の対策・活動に努めるものとする。

(1) 事業所の平常時対策

ア 自主防災組織の育成

イ 防災訓練の実施

ウ 地域防災訓練への参加

エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成

オ 防災体制の整備

(2) 災害時に事業所が果たす役割

ア 従業員、顧客の安全の確保

イ ボランティア活動への支援

ウ 地域への貢献等

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

行政経営部（危機管理課）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを地区防災計画の素案として、市防災会議に提案することができる。

市は、市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、地域の特殊性が認められる場合については、市地域防災計画に当該計画を位置づけることができるものとする。

第5節 防災体制の確立

大規模な災害が発生した場合には、市独自の対応では十分な応急対策や災害復旧が実施できないことが予想される。

このため、災害時の応急対策の実施に加え、優先度の高い通常業務を継続する業務継続体制を確保するとともに、平常時から防災関係機関や協定締結都市・民間業者等との連携強化や、他都市との相互応援協定及び民間業者等との協力協定の締結を推進する。

- 第1 業務継続体制の確保
- 第2 防災関係機関との連携
- 第3 他都市との連携
- 第4 他消防機関との連携
- 第5 民間事業者等との連携

第1 業務継続体制の確保

行政経営部（危機管理課）

災害時における応急対策の実施に加え、優先度の高い通常業務を継続できる全庁体制を構築するため、業務継続計画を策定することにより、必要な資源の確保や定期的な教育・訓練・点検等の実施を図るとともに、状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の点検・評価を行い、実効性のある業務継続体制を確保する。

第2 防災関係機関との連携

行政経営部（危機管理課）

防災会議、防災訓練、国・県・市災害対策連絡協議会等を通じて、平常時から防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう、連携を強化する。

また、円滑な帰宅困難者対策を実施できるよう、県主催の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を通じ、県、警察、県内他市町、鉄道事業者と必要な連絡調整等の連携を図る。

第3 他都市との連携

行政経営部（危機管理課）

1 相互応援協定の推進

他都市との相互応援協定に基づき、災害時に迅速かつ的確な相互応援活動が実施できるよう、応援要請や派遣手続き、連絡方法等についてあらかじめ定めるなど、連携を強化するとともに、新たな他都市との相互応援協定の締結についても推進する。

[資料震予5-1 他都市との相互応援協定締結状況]

[資料震予5-1-1～5-1-12 相互応援協定書]

2 被災地支援体制の整備

他地域で大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な支援を実施できるよう、被災地に対する支援体制を整備する。

第4 他消防機関との連携

消防局，行政経営部（危機管理課）

消防機関による大規模災害時の県内の応援体制及び全国的な応援体制が次のように整備されており、災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き、受入れ体制等について整備を図る。

[資料震予5-2 消防相互応援協定の締結状況]

[資料震予5-2-1～5-2-6 消防相互応援協定書]

1 栃木県広域消防応援等計画の活用

大規模災害等の発生により、本市消防力では対応困難と判断される場合、県内の広域的な応援を円滑、迅速に行うために、応援部隊の派遣及び運用の基本的な事項について定めておく。

2 緊急消防援助隊の活用

消防組織法第44条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等を、より効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置され、応援を必要とする場合は知事に要請する。今後は、迅速な応援要請が実施できるよう、体制を整える。

3 広域航空消防応援の活用

消防組織法第44条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、都道府県や他都市が保有するヘリコプターの応援を要請することができる。今後、ヘリコプターが効果的に活動できるよう、ヘリポート等を確保するとともに、要請方法等について明確にしておく。

[資料震予5-3 広域航空消防応援の要請経路図]

第5 民間事業者等との連携

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

災害時には、民間の組織力や行動力、所有する物資や資機材を有効に活用し、迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むことが重要である。このため、民間業者等と次のとおり協定を締結した。今後は、協力要請の方法や連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、民間業者との新たな協定の締結についても推進する。

また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等（事業所，自治会，NPO等）を登録し、災害発生時には、事業所等が保有する施設，資機材等の提供を受ける「防災協力事業所等登録制度」により、市，事業所等，地域が連携した防災協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進する。

[資料震予5-4 民間業者等との災害時協力協定の締結状況]

第6節 情報・通信システムの整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。

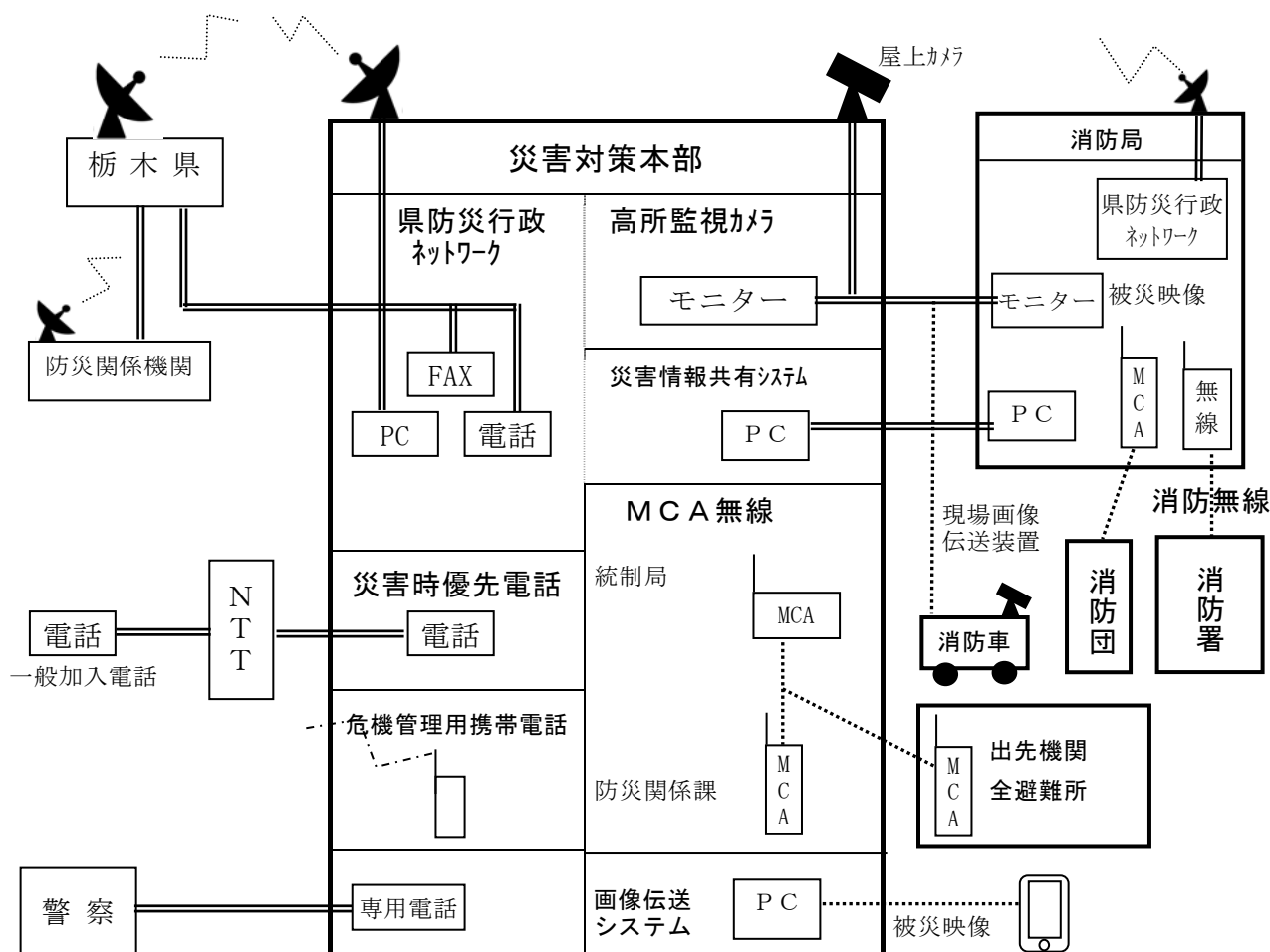
このため、新たな通信技術を活用しながら、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

- 第1 情報・通信体制の整備
- 第2 通信施設の防災対策の実施
- 第3 情報・通信システムの整備促進

第1 情報・通信体制の整備

行政経営部（危機管理課），消防局

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を推進し、通信連絡機能の維持に努める。



1 MCA無線，危機管理用携帯電話

災害対策本部と防災関係課，地域防災拠点（地区市民センター，市民活動センター），避難所をつなぐ通信システムとして，MCA無線を配備するとともに，危機管理用携帯電話を防災関係課に配備し，災害情報の収集・伝達や応急対策に必要な指示・命令等を行う。

[資料震予6-1 防災用MCA無線配備先一覧]

[資料震予6-2 危機管理用携帯電話配備先一覧]

2 消防無線

消防局と消防署・消防団，消防車両をつなぐ通信システムとして，消防無線及びMCA無線を配備し，消防活動等に活用する。

[資料震予6-3 消防MCA無線配備先一覧]

3 高所監視カメラ，画像伝送システム，現場画像伝送装置

(1) 高所監視カメラ

市庁舎及び清原体育館の屋上に各2台設置した災害監視カメラを活用し，消防局及び災害対策本部において，市中心部及び清原工業団地全域の地震発生直後の状況をリアルタイムに把握する。

(2) 画像伝送システム

スマートフォンで画像を伝送するシステムにより，災害対策本部と主な防災関係課（道路保全課，河川課，水道管理課，下水道管理課）において，応急対策現場の状況をリアルタイムに把握する。

(3) 現場画像伝送装置

消防車両等に設置したカメラにより，消防局及び災害対策本部において，応急対策現場の状況をリアルタイムに把握する。

4 災害情報共有システム

消防局に通報があった災害情報について，各防災関係課への対応要請や災害への対応状況を災害情報共有システムにより一元的に管理し，災害対策本部や防災関係課と情報を共有する。

5 栃木県防災行政ネットワーク

栃木県防災行政ネットワークを活用し，県と県内市町，防災関係機関相互の情報連絡を行う。

※ 栃木県防災行政ネットワーク

県内の関係機関を衛星回線と光回線で接続（電話，FAX，防災情報システム用端末）し，気象予警報の配信や音声通信，画像伝送を行う情報通信システム

[資料震予6-4 栃木県防災行政ネットワーク構成図]

[資料震予6-5 栃木県防災行政ネットワーク利用可能FAX一覧（本庁）]

6 災害時優先電話

災害対策本部や地域防災拠点、避難所、防災関係課における電話回線を確保するため、災害時に優先的に発信できる電話機としてあらかじめ登録し、活用する。

[資料震予6-6 災害時優先電話一覧]

7 公共・民間無線の活用

協定等の締結により、次のとおり公共・民間無線局等との協力体制を整えており、災害時の通信網を補完している。

(1) 警察通信施設

緊急連絡等のために、栃木県警察本部と締結した協定により、警察通信施設の利用を図る。

[資料震予6-7 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定]

(2) タクシー無線

災害時において、民間無線局（タクシー会社）に対して災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、事業者団体との間の協定締結を推進する。

(3) その他民間無線局への協力要請

災害時には、必要に応じて警備保障会社の民間無線局やアマチュア無線局への協力要請を行う。

第2 通信施設の防災対策の実施

行政経営部（危機管理課）、消防局

災害対策上重要な無線通信施設等について、非常災害時に確実に機能が発揮できるよう、次の対策を講じる。

- (1) 無線通信機器の据付けにあたっては、揺れ止めや転倒落下防止等の耐震対策を行い、災害時の機器の保安を図る。
- (2) 通信機器の管理施設には、予備電源として発動発電機、蓄電池等を配備し、停電時への対応を図る。
- (3) 通信機器の管理者は、機器の定期的な保守点検を行い、非常時の利用に備える。
- (4) 通信機器の利用方法について、訓練、講習会、マニュアル等を通じ、平常時からその習熟に努めるとともに、無線従事者の確保を図る。

第3 情報・通信システムの整備促進

行政経営部（危機管理課）、消防局、総合政策部（情報政策課）

情報通信技術、情報ネットワーク等を積極的に活用し、より高度な情報・通信システムの整備に努める。

第7節 火災予防の推進

地震発生時の出火や延焼拡大を防止することは、被害を軽減する上で極めて重要となる。このため、消防水利や危険箇所の把握に努めるとともに、平常時から自主防火体制の強化を推進する。また、建築物の耐火性の向上についてもあらゆる機会を通じ指導を強化する。

- 第1 出火の防止
- 第2 消防水利・危険箇所等の把握
- 第3 消防力の強化
- 第4 建築物の耐火性の向上

第1 出火の防止

消防局

地震発生直後速やかに的確な出火防止措置がとれるよう、また、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や防火上の重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。

1 一般家庭に対する指導

春秋の火災予防運動期間中（年2回）、市内の全世帯を対象に、消防団員による一斉査察を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。

また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用法、初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

2 防火管理者等の育成・指導

(1) 防火管理者

防火管理者については、事業所等の管理者に対し、防火管理者の選任と防火管理に係る消防計画を樹立させるなど、防火管理の徹底を図る。

防火管理者の業務は、次のとおりとする。

- ア 消火通報及び避難の訓練の実施
- イ 消防の用に供する設備等の点検整備
- ウ 火気の使用及び取扱に関する監督
- エ 建物の収容人員の管理等

[資料震予7-1 防火管理者制度と状況]

(2) 危険物施設関係者

消防局は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し、危険物保安協会と協力して次の事項を実施する。

- ア 火災予防運動週間中における予防運動の協力
- イ 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
- ウ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- エ 立入検査による消防用設備等の設置指導
- オ 火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底

3 予防査察の強化

(1) 普通査察

ア 防火対象物に対する査察

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施し、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行う。

イ その他の査察

車両その他の防火対象物に対しては、年1回以上定期的に査察を実施する。

[資料震予7-1 防火管理者制度と状況]

(2) 特別査察

消防長が特に必要と認めるときは、特別査察を実施する。

(3) 随時査察

申請、届出又は投書、陳情等を受理したとき、年末年始、祭礼等で特に査察を必要と認めるとき、防火対象物の新築、増築及び改築に伴う査察を必要と認めるとき及び仮設興業場が設置されたときは、随時査察を実施する。

4 防火対象物定期点検報告制度の推進

不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進し、防火対象物定期点検報告制度の推進を図る。

5 その他防火運動等の実施

次の防火運動等を実施することにより、市民や事業所等の防火意識の向上を図る。

(1) 危険物安全週間

危険物の安全管理の徹底を図るため、毎年6月の第2週に実施される危険物安全週間にあわせて、危険物施設の消防訓練、油火災消火競技会、関係施設の立入検査等を実施するほか、各事業所ごとの自主点検の推進を図る。

(2) 興業場等火災予防運動の実施

過去の映画館火災を教訓として、火災予防の重要性を再認識するため、毎年4月5日を興業場防火デーと定めている。この日には、各興業場等において防火管理の徹底と防火対策の充実を図るため、消火訓練や火災時における観客の避難誘導訓練等を実施している。

(3) 「消防の時間」設定

毎日午後10時を「消防の時間」とし、市民がそれぞれの家庭、職場において、就

寝前の防火点検を行うことを広く呼びかけ、自主防火体制の充実を図る。

(4) 防火教室等の開催

防火教室、防火映画会等、市民に対する防火指導行事を自治会単位等に開催し、自主防火体制の充実に努める。

第2 消防水利・危険箇所等の把握

消防局

消防機関は、平常時より、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備える。

1 警防調査

消防署及び分署は、出動体制に支障のない限りにおいて、管轄区域内の調査を実施する。

(1) 地理水利調査

地形、道路、橋りょう及び防火対象物等の状況並びに水利の維持管理等の状況について調査する。

(2) 救助困難対象物調査

人命救助活動を効率的に実施するため、3階建以上のものについて調査する。

(3) 中高層建物調査

高さ15m（3階建）以上の建物の実態を把握するため調査する。

(4) その他の調査

上記以外の管轄区域の状況について、署長が消防活動上必要と認める場合に調査する。

2 警防計画

消防署及び分署は、管轄区域内の消防活動を効率的に実施するため、警防計画を策定する。

(1) 計画策定主眼

- ア 人命救助
- イ 避難誘導
- ウ 情報収集
- エ 水利統制
- オ 延焼拡大阻止
- カ 危険性物質の飛散防止
- キ 消防活動障害の把握
- ク 消防用設備、特殊車及び資器材の活用
- ケ 隊員の安全管理

(2) 計画策定対象物

- ア 中高層建物及び特殊用途建物

- イ 道路狭あい地域
- ウ 放射性物質及び毒劇物等保有施設
- エ 危険物施設
- オ 署長が特に必要があると認めた対象物

第3 消防力の強化

消防局

地震被害想定や防災カルテ調査結果を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

1 消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団の強化に努め、人員や機械器具の充実、教育訓練の実施とともに、地域の防災拠点となる機械器具置場の整備充実等により、自主防災組織との協力体制を確立する。

[資料震予7-2 現況の消防組織体制]

2 消防局・消防署所の整備

最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図る。

3 消防施設等の整備充実

(1) 消防装備

防災カルテ調査結果等による地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図る。

[資料震予7-3 消防車両配置一覧]

[資料震予7-4 消防資器材配置一覧]

(2) 消防水利

地震による火災に備え、消火栓に偏ることなく、耐震性防火水槽の計画的配備を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

[資料震予7-5 消防水利概況]

4 初期消火体制の強化

火災による被害を軽減する上で重要となる初期消火活動の強化策として、市民への防災意識の啓蒙、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への消火器の普及など初

期消火活動体制の充実を図る。

第4 建築物の耐火性の向上

都市整備部（建築指導課），消防局

建築物の新築・増改築に際しては，建築基準法に基づく指導を行うとともに，次の法制度体系等を通じ，建築物の耐火性の向上に努める。

1 既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため，防災，避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに，建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により，建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 合同査察時における指導

消防局が実施する査察に際し，必要と認めるときは合同でこれを行い，建築構造，防火区画，避難階段等の安全性について調査するとともに改善指導を行う。

3 消防同意制度の活用

消防法の規定に基づく消防同意制度（建築物の新築，増築等を許可又は確認する権限を持つ行政庁等が，許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に活用し，建築，消防設備面からの火災予防の徹底を図る。

第8節 危険物施設等における災害予防対策の推進

地震により危険物施設に損傷が生じた場合、爆発性火災、毒性物質の漏洩等、特殊な災害の発生が懸念される。平常時からの保安体制の充実を図るとともに、震災時の的確な防災活動に備えた教育・訓練の推進、自衛消防組織の育成強化等を図り、危険物施設の安全対策に万全を期す。

- 第1 危険物施設の安全対策
- 第2 火薬類施設の安全対策
- 第3 高圧ガス施設の安全対策
- 第4 LPガス施設の安全対策
- 第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策
- 第6 放射性物質の安全対策

第1 危険物施設の安全対策

消防局

消防法上に規定する石油等の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の災害防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次のような対策を実施する。

[資料震予8-1 危険物製造所等の数]

1 施設の安全化指導

危険物施設の管理者等に対し、耐震性の向上を図るため、次の指導を徹底し、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

(1) 危険物施設の設置・変更に伴う指導

危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

(2) 既設危険物施設の安全化指導

既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の管理者等に対し、地震時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を指導する。

2 自主保安体制の強化

危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間には、立入検査、自主点検等を実施し、「本章 第7節 火災予防の推進 第1 出火の防止」に基づき自主保安意識の高揚を図る。

ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確に

する。

ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

3 立入検査の実施

立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況を検査し、不備欠陥事項については、早期改善を指導する。

イ 危険物施設における貯蔵、取扱、移送及び運搬についての安全管理状況の検査では、警察官と連携し、事故防止のための指導を行う。

4 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

第2 火薬類施設の安全対策

消防局

煙火製造者、火薬庫、火薬取扱所等の火薬類施設は、火薬類取扱法により規制される構造基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

火薬類の爆発等の危険性がある場合は、発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は火薬類の取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者に保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、火薬類爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第3 高圧ガス施設の安全対策

消防局

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時の高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

高圧ガス製造所又は高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又は高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者には保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、高圧ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第4 LPガス施設の安全対策

消防局

市内のガス供給は、都市ガス供給区域以外の区域については、LPガスにより対応している。LPガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

LPガスによる災害の防止又は災害時のLPガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

LPガス製造所又はLPガスの充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止又はLPガスの取扱制限等を速やかに実施する。

(3) 保安教育

危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者には保安教育の実施を指導する。

(4) 訓練等

各事業者が、LPガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第5 毒物・劇物等保有施設の安全対策

消防局，保健福祉部（保健所総務課）

市は国・県及び事業者との協力，連携を図り，より一層の安全化の推進に努める。

毒物・劇物による災害の防止又は災害時の保安を確保するため，次により危険時の応急措置を実施する。

(1) 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散，流出等の危険な状態となっていることを発見した者は，直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は，災害発生防止のため必要があるときは，県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し，危害の防止に努める。

(3) 自主保安体制の強化

ア 毒物・劇物保有業者等が，部門責任者（保管，販売，保安）を置き，管理部門を明確にして，危害防止を図るよう指導する。

イ 毒物・劇物保有業者等が，日頃から従業員に対する安全教育の実施に心がけるよう指導する。

第6 放射性物質の安全対策

消防局

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については，国の管理と事業所の責任において行われているが，災害による放射性物質の漏洩等による事故の発生を未然に防止するため，国，県と連携して，次により予防対策を実施する。

(1) 取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

放射性物質取扱事業所等における災害発生に備え，放射性物質に対する防護資機材の整備に努める。

(3) 協力体制の確立

平常時から，関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。

[資料震予8-2 放射性同位元素等使用事業所一覧]

第9節 土砂災害予防対策の促進

地震によるがけ崩れや山腹崩壊等による災害が予想される重要防災箇所について、その実態を調査把握するとともに、防止対策の促進や地域住民等の安全の確保に努める。

第1 急傾斜地災害対策

第2 山地災害対策

第1 急傾斜地災害対策

建設部（河川課），行政経営部（危機管理課）

市内の台地の縁辺や丘陵地等には、崩壊のおそれのある急傾斜地が分布している。これら急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため、県と協力し、次の予防対策を実施する。

[資料風予11-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧]

1 地震による崩壊危険箇所の調査

県が実施した急傾斜地崩壊危険箇所調査をもとに、崩壊危険箇所の実態の把握に努めるとともに、これ以外の危険ながけ地についても調査を行い、避難勧告等の基礎資料とする。

2 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

崩壊の危険のある急傾斜地の現況を把握し、県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう要請する。

また、崩壊危険区域に居住する市民に対しては、災害を予防するために必要な工事資金の融資制度の周知を図り、急傾斜地の保安や改善化を促進する。

3 危険箇所のパトロール及び住民等への周知

急傾斜地崩壊危険箇所について、平常時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等にながけ崩れの危険性や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、地震発生時には、速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

第2 山地災害対策

経済部（農林生産流通課），行政経営部（危機管理課）

市内の北部から北西部にかける山地には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が分布している。これら山地災害危険地区については、治山事業の促進により災害の発生を抑制するとともに、避難・警戒体制の確立により、地域住民

等の安全確保に努める。

[資料風予11-3 山腹崩壊危険地区一覧]

[資料風予11-4 崩壊土砂流出危険地区一覧]

1 山地災害防止対策の促進

山地災害を防止するため、山腹及び溪流の地質特性や植生、保全対象等からその危険性の現況を把握し、県に対し危険地区の指定を要望するとともに、緊急性の高いところから順次、必要な防止対策を実施するよう要請する。

2 危険地区のパトロール及び住民等への周知

山地災害危険地区について、平常時からパトロール等を実施し、地域住民等に危険地区や、異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、地震発生時には速やかに避難行動がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

第10節 飲料水・食料等の確保

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、地震被害想定等に基づく必要量に応じて、食料、その他生活必需品等の備蓄を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水等について供給できるよう、施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

- 第1 飲料水等の確保
- 第2 食料・生活必需品の確保
- 第3 市民等に対する指導

第1 飲料水等の確保

上下水道局、消防局、行政経営部（危機管理課）

市民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の確保策を推進する。

1 供給目標

災害により飲料水を得られない者に対し、1人3リットル/日の飲料水の7日間の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。

2 飲料水の確保

(1) 応急給水拠点施設

地震時には、導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、応急給水拠点施設の活用により必要な飲料水の確保に努める。

給水拠点一覧

地区	施設名	給水容量
中心部	戸祭配水場	6,800m ³
東部地区	板戸配水場	750m ³
西部地区	下荒針配水場	2,720m ³
南部地区	瑞穂野応急給水所	1,500m ³
北部地区	白沢浄水場	1,300m ³

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

避難住民等の飲料水、消火用水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽（地下埋設型100^ト）を活用する。

[資料震予10-1 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所]

(3) 災害用井戸の活用

市街地等における生活用水を確保するため、補完的な措置として民間の既存井戸の有効活用を図る。そのため、必要な水質検査を実施し、災害時に生活用水として使用可能な井戸を指定し、その周知に努める。

[資料震予10-2 災害用井戸の指定状況一覧]

3 給水用資器材、給水復旧資材の整備

震災時の応急給水及び水道施設の応急復旧に対応するため、応急給水、応急復旧用資器材の整備・備蓄を行う。

今後の設備充実に努めるとともに、給水用機器を常に良好な状態に保つよう、定期点検を実施する。

[資料震予10-3 応急給水・応急復旧用資器材一覧]

4 応援協力体制の整備

災害時における応援協力については、「本章 第5節 防災体制の確立」に基づき実施されるが、大規模な災害に備え、今後も他都市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第2 食料・生活必需品の確保

経済部（商工振興課），行政経営部（危機管理課）

食料及び生活必需品については、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

1 備蓄・調達計画の推進

食料及び生活必需品について、次の備蓄・調達計画の推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。

(1) 備蓄・調達計画の策定

災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食料等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食料、生活必需品の内容、数量を把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

(2) 現物備蓄の推進

備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされる物資について順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し広域避難場所等に優先的に備蓄庫を整備する。

(3) 流通備蓄体制の整備

流通業者や卸売業者等からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

(4) 応援・協力体制の整備

応援協力については、「本章 第5節 防災体制の確立」に基づき実施されるが、今後も他都市や民間業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

2 備蓄・調達の目標・品目

地震被害想定及び県地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、発災から1日間に必要な物資の確保を目標とする。

(県の備蓄目標は発災後2日間に必要な物資を目標とし、そのうち、発災初日に必要な数量を市が備蓄する。)

(1) 備蓄・調達目標

次の対象人数に相当する数量を備蓄・調達目標とする。

備蓄・調達物資量	49,000人分
----------	----------

[被害想定に基づく一時避難者数28,000人と要避難者数21,000人の合計]

(2) 備蓄・調達品目

発災後1日間に最低限必要な物資を前提に、次のような品目を対象とする。

また品目の選定に当たっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーのある者等に十分配慮する。

食料		生活必需品	
・米穀	・食肉製品	・寝具	・食器・日用品
・野菜	・レトルト食品	・はだ着	・光熱材料
・粉ミルク	・離乳食	・外衣	・簡易トイレ
・梅干し、牛乳		・身回り品	・生理用品
・漬物 等		・乳児用、高齢者用の紙オムツ 等	

3 備蓄・調達の状況

(1) 備蓄の状況

現在、広域避難場所となる公園等に備蓄庫を整備し、食料、生活必需品、防災資器材等の備蓄を図っており、今後もさらに備蓄庫の充実に努める。

[資料震予10-4 防災備蓄庫・備蓄物資一覧]

(2) 調達の状況

ア 備蓄による調達

発災当日は、食料等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

イ 民間流通業者からの調達

流通業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達するほか、市内の米穀販売業者等から調達する。

ウ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し調達する。

エ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請する。

オ 日本赤十字社栃木県支部からの調達

日本赤十字社栃木県支部に応援要請し、調達する。

4 平常時における燃料確保対策

市は、県と栃木県石油商業組合が締結した災害協定が円滑に運用できるよう、平常時から県と連携を図り、災害時における物資輸送車両や重要施設における燃料確保対策に努める。

第3 市民等に対する指導

行政経営部（危機管理課）

市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

1 市民への家庭内備蓄の指導

食料、生活必需品、飲料水について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

2 事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所等における食料、生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第11節 防災拠点・避難場所等の整備

災害時に応急活動の拠点や避難場所等となる公園，学校などの施設について，適切な役割分担を図りながら，応急活動に必要な設備等の整備に努める。

- 第1 防災活動拠点の整備
- 第2 避難場所等の指定・整備
- 第3 避難所の管理・運営体制の整備

第1 防災活動拠点の整備

行政経営部（危機管理課）

災害対策の活動拠点となる施設を指定し，災害時における応急活動の機能を強化し，大規模災害時における消火，救護・救助，応急医療，避難等の災害応急活動の前線基地や後方支援基地として機能する防災活動拠点の整備に努める。

1 災害対策本部

災害対策活動の第一線となる市庁舎について，災害対策活動拠点として必要な機能や設備の整備に努める。

2 地域防災拠点

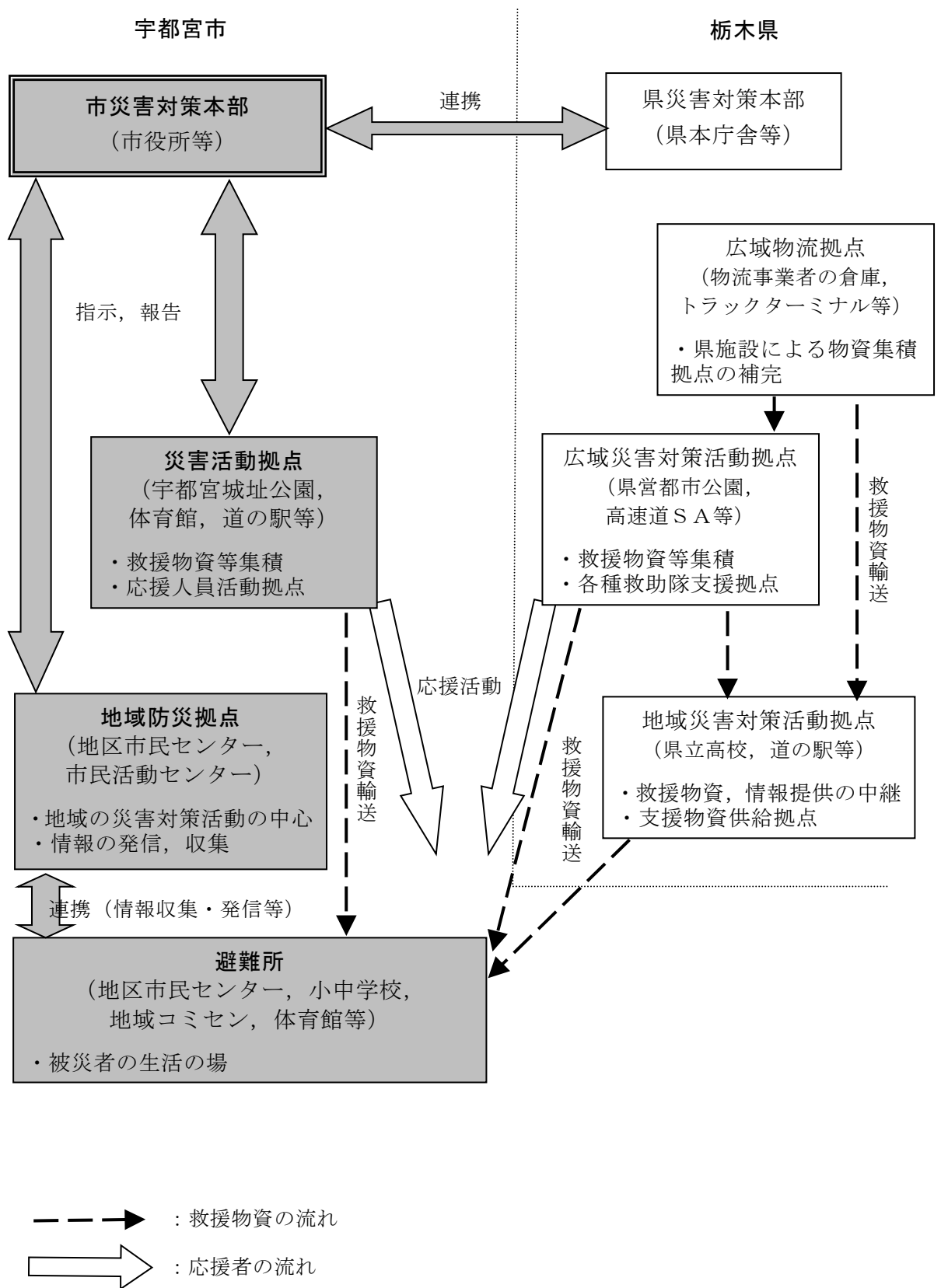
地域における災害対策活動の中心となる地区市民センターと市民活動センターは，地域の防災拠点として，地域が実施する避難支援活動等を適切に実施するために必要な情報の発信・収集を重点的に担うことができるよう，必要な機能の充実に努める。

3 災害活動拠点

全国からの救援物資の集積及び配布の円滑化や応援人員の配備調整を図るため，大規模公園等を中心に，災害活動拠点として必要な整備を図るものとし，県と調整の上，事前に候補地を選定する。また，県では道の駅等について，住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけしており，市は，県や関係機関と連携しながら，道の駅の防災機能の充実・強化を促進する。

[資料震予11-1 災害活動拠点一覧]

〈防災活動拠点の体系〉



第2 避難場所等の指定・整備

行政経営部（危機管理課）

災害に備え、安全な避難場所を確保し、適切な避難体制を整えるとともに、住家を失った被災者を一時的に収容する避難所の整備に努める。

1 避難場所の指定

災害発生のおそれがある場合又は発生した場合、地域住民の生命の安全を確保するために、以下のとおり避難体制の整備、避難場所の災害の種別ごとの指定を進める。

(1) 避難地域区分

市街化の状況等を考慮し、避難活動の合理的運用を図るため、地域状況に応じた避難体制の対応により、本市を次の2地域に区分する。

ア 避難A地域

避難A地域とは、地震に伴う大火災等の二次災害が発生し、避難が必要となった場合、地域住民の避難行動及び防災関係機関の避難誘導等の統制を必要とする地域をいう。

イ 避難B地域

避難B地域とは、空地や田畑、山林が多い地域で、地震に伴う大火災等の二次災害が発生した場合、地域住民の避難行動が比較的容易で、原則として住民の自由判断に基づいて避難する地域をいう。

(2) 一時避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4の「指定緊急避難場所」）

一時避難場所とは、地震などによる災害が発生した場合、一時的に避難し、身の安全を図る場所をいい、避難A地域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に次のとおり指定する。

[資料震予11-2 一時避難場所一覧]

(3) 広域避難場所の指定（災害対策基本法第49条の4の「指定緊急避難場所」）

広域避難場所とは、地震に伴う大火災の二次災害の危険から、地域住民の生命の安全を確保できる場所をいい、避難A地域周辺の広域避難場所を次のとおり指定する。

[資料震予11-3 広域避難場所一覧]

2 避難所の指定・整備

(1) 避難所の指定（災害対策基本法第49条の7の「指定避難所」）

一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に指定する。

[資料震予11-4 避難所一覧]

(2) 民間施設の活用

(1)の施設ですべての避難者を収容できない場合、あるいはその他の状況によりその施設が使用できないときは、神社、寺院、工場、倉庫等の既存建物をその管理者の了解を得て応急整備の上使用するほか、野外にプレハブ式仮設住宅を建設し、又

は天幕張りによる応急避難所を設置し対応する。

また、指定した避難所が使用できない場合等は、「防災協力事業所等登録制度」等により、民間施設を避難所として活用し、民間施設を避難所として対応する。

(3) 避難所の整備

避難所の整備に当たっては、災害時における避難者の安全の確保と良好な生活環境の確保を図るため、女性や要配慮者等の視点も考慮するとともに、関係団体や専門家等との連携を図りながら、次の事項に留意する。

ア 避難所施設の耐震性を確保する。

イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備等を整備する。

ウ 放送設備など、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努める。特に、視聴覚障がい者等に対する伝達方法について配慮すること。

エ 換気や照明、空調など、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

オ 要配慮者の避難状況に応じて、洋式トイレや障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設することができるよう、必要な設備等を整備する。

カ 避難生活が長期化する場合に備え、畳やマット、プライバシー確保のための間仕切り、冷暖房機器などの整備に努める。

キ 通信事業者等の協力を得て、災害時速やかに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の整備に努める。

ク 飼育動物のためのスペース確保に努める。

3 備蓄避難所の整備

災害発生時に自主防災組織を中心とする地域の活動拠点となるよう、避難所の中から緊急的に必要な物資を備蓄した備蓄避難所を自主防災組織ごとに1箇所以上指定し、拡充を図る。

[資料震予11-5 備蓄避難所一覧]

4 帰宅困難者を収容する避難場所の確保

大規模な災害発生時に、鉄道等の公共交通機関の運休等に伴い、帰宅が困難になった者が発生した場合には、まず鉄道事業者が一時滞留が可能な場所に誘導し、受け入れるが、市においても、鉄道事業者による受け入れが困難な場合を想定し、民間施設等を活用しながら、あらかじめ鉄道事業者が想定する帰宅困難者数を収容できる避難場所等を確保する。

[資料震予11-6 帰宅困難者に対する一時滞在所一覧]

5 県外避難者の受入施設

県外からの住民が避難してきた場合、県外広域避難所を速やか選定し、避難者を受け入れられるよう、予め「避難の長期化」「避難者への食事・入浴等の提供」「交通手段の確保」「貸館業務等への影響」等を念頭に、指定避難所や市有施設の中から受入施設を想定しておく。

第3 避難所の管理・運営体制の整備

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

1 避難所の管理・運営体制の構築

避難所を迅速に開設・運営できるように，自主防災組織を初めとする地域団体や社会福祉協議会，ボランティア団体等と連携を図りながら，避難所の管理・運営方法に関する分かりやすい手引き等を整備し，連携協力体制を構築する。

2 避難所管理・運営に係る訓練の実施

避難所管理・運営方法に係る手引き等の実効性を高めるため，市と自主防災組織等の団体との連携による訓練を実施する。

第12節 緊急輸送体制の整備

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

- 第1 緊急輸送ネットワークの整備
- 第2 緊急輸送車両の確保

第1 緊急輸送ネットワークの整備

建設部（技術監理課、道路管理課、道路保全課、道路建設課、都市基盤保全センター）、消防局、行政経営部（危機管理課）

応急対策活動や救援物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

1 緊急輸送路の選定

災害時に優先的に緊急輸送車両が通行でき、防災拠点施設等を結ぶ効率的で機能的な交通網の確保を図るため、警察や道路管理者等の関係機関との調整を図り、あらかじめ県が緊急輸送路を選定する。

選定については、概ね次の基準により適切な路線の選定が行われる。

[資料震予12-1 緊急輸送道路選定路線（県指定）]

第1次緊急輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁所在地，地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次緊急輸送道路と市町役場，地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次，第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

2 陸上輸送体制の整備

市は、災害時における道路機能を確保するため、「宇都宮市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強い道路、橋りょうの整備を推進する。

道路については、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検等を実施し、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

被災により交通に重要な影響を与える橋りょうについては、落橋により大きな被害が想定されるものについて、計画的に耐震化を図る。

3 空中輸送体制の整備

市は、災害時に、土砂崩れや橋りょうの損壊等により道路が寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、陸上輸送との連携を考慮し、予め臨時ヘリポート候補地を選定する。

[資料震予12-2 飛行場外離着陸場及び災害時にヘリコプターが発着可能な場所一覧]

4 物資集積・配送拠点の確保

災害活動拠点において全国からの救援物資の集積及び配送を行うとともに、大量の救援物資の集積及び輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第2 緊急輸送車両の確保

理財部（管財課）

災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

1 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

[資料震予12-3 輸送用車両車種別現況表]

2 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

3 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。

第13節 医療体制の整備

災害による負傷者の発生に備えて、医療関係団体との連携により、救護班等の派遣体制を整え、初期医療に対応するとともに、これを後方より支援する医療関係機関等との協力体制を確立する。

- 第1 初期医療体制の整備
- 第2 後方医療体制の整備
- 第3 医薬品等の確保

第1 初期医療体制の整備

保健福祉部（保健所総務課）、宇都宮市医師会等医療関係団体、消防局災害等により、多数の負傷者が発生したときは、特別救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の体制整備を図る。

1 医療関係団体との連携

市は医療関係団体との緊急時における協力応援体制を整備しておく。

2 救護班の整備

医療関係団体は、市からの要請に基づき特別救護班の編成体制を整えておくものとし、市は、各班へ救急医療のための器材等を提供し、災害へ備えるものとする。

[資料震予13-1 特別救護班の編成]

3 救護所の整備

特別救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

また、医療機関等との調整を図り、救護所を開設する病院及び診療所等の敷地等をあらかじめ調査し、把握しておく。

[資料震予13-2 救護所設置場所一覧]

4 トリアージ実施体制の整備

市及び関係機関等は、初期医療処置の迅速化を図るために、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけ（トリアージ）体制の整備を行う。

また、関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。

第2 後方医療体制の整備

保健福祉部（保健所総務課），消防局，理財部（管財課）

特別救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として，次の後方支援体制の整備を図る。

1 後方医療体制の整備

(1) 後方支援体制の整備

特別救護班による対応が困難な負傷者等を収容するため，県指定の災害拠点病院の他，輪番制病院等を後方支援病院として要請し，後方支援体制の整備を図る。

また，県や日赤の救護班等の派遣要請についても，関係機関等と調整を図りその体制整備に努める。

(2) 拠点となる病院の機能強化の要請

市内の医療拠点となる病院については，必要に応じて次の機能強化策を推進するよう要請する。

ア 建物，機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

イ 夜間，休日等の災害発生時における医師，看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

ウ 多数の患者を一時受入れ，処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

2 負傷者の搬送体制の整備

(1) 陸上の搬送については，道路管理者，警察及び関係機関等との連携調整を図り，緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備するなど，効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え，県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため，あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに，関係機関との連絡体制等の整備に努める。

第3 医薬品等の確保

保健福祉部（保健所総務課）

医薬品，医療用資器材については，地震被害想定に基づき，必要数量等の目標を定め，調達に努めるものとする。

1 調達目標

次の対象人数に相当する数量を調達目標とする。

調達対象人数	7,240人
--------	--------

[地震被害想定に基づく負傷者数7,240人]

2 医薬品等の調達体制の整備

市は、医師会や薬剤師会等医療関係機関との協議の上、調達目標に基づく医薬品、医療資器材について内容、数量等を明らかにするとともに、関係機関と協力し、組織的な調達体制の整備に努める。

第14節 要配慮者支援体制の整備

災害時の行動にハンディを負う傷病者，障がい者，高齢者，こども，外国人等の要配慮者に対して，情報伝達，避難誘導，避難収容等において各種対策を実施し，災害時の安全の確保に努める。

- 第1 地域における要配慮者安全対策
- 第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策
- 第3 災害時のケア体制の整備

第1 地域における要配慮者安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），
子ども部，市民まちづくり部（国際交流プラザ）

傷病者，障がい者，高齢者，こども，外国人等は，災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく，また，その後の生活に様々な困難が予想される。これらの要配慮者に対して，地域ぐるみの支援体制の確立を図るため，次の対策を推進する。

1 在宅要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で，その範囲は以下のとおりとする。

避難行動要支援者の定義	
1	要介護3以上の在宅生活高齢者
2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
3	身体障がい者手帳1・2級所持者
4	療育手帳A・A1・A2所持者
5	精神障がい保健福祉手帳1級所持者
6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者 ※4～6のうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く
7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方 ※7は，妊産婦，こども，外国人等を含む

イ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成のための情報収集は，市の関係部局で把握している情報を集約する。また，必要に応じて，栃木県知事等に対し，情報の提供を求める。特別な事情を有し，支援を希望する者については，本人から情報を収集する。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

名簿の更新については、関係部局で把握している情報を適宜更新し、最新情報の把握に努める。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

ア 名簿情報の提供

(7) 避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者に対し個人情報を提供することに同意した者については、その名簿情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供する。

提供する名簿情報については、これまで宇都宮市災害時要援護者支援制度に基づき整備を進めてきた「災害時要援護者名簿」がその要件を満たすことから引き続き活用するとともに、新たに個人情報の提供に同意した避難行動要支援者を追加していく。

(イ) 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

イ 避難支援等関係者

災害発生及び災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命・身体保護のために、避難支援等の必要な措置を実施する者で、各地区支援班（連合自治会ごとに設置に努める。自主防災会、自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域まちづくり組織等から構成）、避難支援者（支援班が選任した者）、宇都宮市消防、栃木県警察（本部、中央警察署、南警察署、東警察署）を避難支援等関係者とする。

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

地区支援班への災害時要援護者名簿提供に際しては、個人情報の管理を適切に行うために「災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書」を締結する。

また、名簿情報の提供を受けたものに対して、法律上の守秘義務が課せられ、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明・指導し、名簿情報を適正に管理する。

(5) 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難のための情報伝達

(7) 災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合には、市は避難に関する情報をラジオ、テレビ放送、広報車、メール配信（メール配信サービス登録者のみ）、市ホームページ等によって市民に知らせる。

(イ) 避難行動要支援者に対しては上記のほか、避難支援等関係者からの口頭伝達により、避難情報を知らせよう努める。

イ 避難支援

(7) 「災害時要援護者名簿」に登録されている者については、避難支援等関係者（地

区支援班)が自分や家族の安全を確保した上で、要援護者一人ひとりの特性に配慮した避難支援計画に応じた避難支援を行う。

- (イ) 「避難行動要支援者名簿」に登録されている上記以外の者については、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援や安否確認を行う。
- (6) 要配慮者のための避難所の確保
 - ア 福祉避難所の確保
 - 市が指定する全ての避難所を福祉避難所とし、要配慮者に配慮した部屋やエリア、設備の確保や、ボランティア等による身体介護、保健師による健康相談や保健指導等を行う。
 - イ 民間福祉避難所の確保
 - 重度の介護が必要な方や重い障がいがある方など、福祉避難所における生活が困難な方については、災害時に福祉避難所として使用する協定を締結している民間社会福祉施設等を民間福祉避難所として指定し、専門的な身体介護等を行う。なお、必要物資や介護専門員等の人材については、協定やボランティア等により市が確保する。
- (7) 緊急通報システムの活用
 - ひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを活用する。
- (8) 防災知識の普及・啓発
 - 在宅の要配慮者やその家族に対して、災害時における的確な対応が図れるよう、防災知識やすべての避難所において身体介護や健康相談などの支援を受けられることなどについて、普及啓発に努める。
 - また、一般市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から要配慮者を守るため、防災知識の普及に努める。

2 外国人対策

- (1) 外国人の把握
 - 市在住の外国人の居住状況等について、自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、地域における外国人に対する支援体制の強化に努める。
- (2) 防災知識の普及・啓発
 - 市在住の外国人に対し、自主防災組織、自治体等と協力し、パンフレット等による防災関連知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等について周知を図るとともに、防災訓練への参加を促す。

3 救出・救護体制の充実

消防等の防災関係機関による救出が困難な場合に備え、自治会や自主防災組織による要配慮者の救出・救護体制について指導を図る。

また、市や医療機関、福祉施設等は、要配慮者に対する災害発生時の迅速な援護活動体制を整える。

第2 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課，保健所総務課，保健予防課，健康増進課），子ども部，都市整備部（建築指導課），消防局

市は社会福祉施設や医療機関に対し，次の対策を講じ，入所者，患者等の安全を確保できるよう，各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請する。

1 社会福祉施設における対策

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設の管理者は，地震発生時に迅速な対応ができるよう，防災組織体制，出火防止対策，救護対策，避難対策，備蓄計画等その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し，職員等への周知徹底を図る。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は，職員，利用者の防災訓練を定期的に行い，災害時の対応能力向上を図る。また，地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等，地域ぐるみの自主防災体制の確立に努める。

(3) 夜間体制の充実

特別養護老人ホーム，障がい者支援施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに，特にスプリンクラーの設置義務対象施設については，早急な設置を指導し，対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため，管理者に対し，県と連携・協力して，防災に関する情報を提供するとともに，災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

2 病院・診療所及び介護老人保健施設における対策

(1) 入院患者の把握

平常時から入院患者の実態把握に努め，非常時，患者等の容態に応じた適切な避難，搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し，そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また，避難器具の設置場所，使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては，重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど，容易な避難誘導，搬送が可能なよう配慮する。

また，老人保健施設においても，自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ1階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため，管理者に対し，県と連携・協力して，防災に関する情報を提供するとともに，災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第3 災害時のケア体制の整備

保健福祉部（保健予防課，健康増進課，保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），子ども部，行政経営部（危機管理課），社会福祉協議会
被災時の要配慮者等の支援策として，平常時次のような体制を整える。

1 生活支援体制の整備

要配慮者のニーズを把握し，ボランティア等の協力による支援体制を整備する。

2 避難所等への配慮

要配慮者対応の食品（柔らかいもの，粉ミルク等）や資機材（車椅子，障がい者用トイレ，ベビーベッド等）の備蓄・調達体制を整備し，被災時の配備，配布に対応する。

第15節 ボランティア活動への支援

市とボランティア団体は、災害時に迅速な対応が図れるよう、緊密な連携をとり、ボランティアの支援体制を確立する。

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

第1 ボランティア団体等との連絡窓口の設置

市民まちづくり部（みんなでまちづくり課），
保健福祉部（保健福祉総務課，障がい福祉課），
社会福祉協議会

ボランティア団体との総合的な連絡調整を行う窓口を設置し、ボランティア活動の支援のため、次の事項を推進する。

1 ボランティア登録制度の確立

社会福祉協議会等と協力し、各種ボランティア団体等の事前登録を実施する。

また、医療、建築、通訳等の技能ボランティアについても登録制度等を導入し、人材の確保を図る。

2 ボランティア活動のネットワーク化

地域におけるボランティア活動が円滑に展開されるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携して、ボランティア団体等のネットワーク化を推進する。

第2 人材育成及び災害時の活動支援システムの構築

市民まちづくり部（みんなでまちづくり課），
保健福祉部（保健福祉総務課，障がい福祉課），
社会福祉協議会

防災活動への援助技術等の研修を実施し、災害救助活動を調整するボランティアリーダー、コーディネーター等の養成を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する支援システムを構築する。

また、その他ボランティアを対象とする講習会等を実施し、災害時の活動に必要な知識の習得や訓練の機会を提供する。

第16節 廃棄物処理体制の整備

災害による大量の廃棄物の発生に備え、災害廃棄物等を迅速かつ円滑に処理するための実施体制を確立する。

- 第1 災害廃棄物等処理体制の整備
- 第2 市民への意識啓発
- 第3 し尿処理対策の検討

第1 災害廃棄物等処理体制の整備

環境部（ごみ減量課，廃棄物対策課，廃棄物施設課）

1 仮置場候補地の選定

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するためには、一度に大量に排出される災害廃棄物を速やかに収集し、順次適切な処理を行っていくことが必要であることから、処理するまでの間、災害廃棄物を一時的に集積し分別処理を行う仮置場候補地を予め選定する。

2 分別区分の想定

災害時には、廃棄物に土砂が混入することや未分別のまま大量に搬入されることなどが考えられるため、予め災害廃棄物に係る分別区分を想定する。

分別区分の例

考え方	主なもの
自治体の処理施設で処理できるもの	焼却ごみ 不燃ごみ，粗大ごみ
既存の処理スキームを活用できるもの	テレビ，洗濯機，エアコン，冷蔵庫（家電4品目） 木くず，がれき類
取扱に特に注意が必要なもの （火災などの危険性があるもの）	畳，布団等 燃料缶，スプレー缶，ガスボンベ等 有害物質等含有物（蛍光灯，石綿含有部材，PCB含有電気機器，石膏ボード） 土砂と廃棄物の混合物

3 資機材の調達方法の検討

大量に発生する災害廃棄物や仮置場の管理運営などの災害時特有の業務に対応するため、必要な資機材等の確保が求められ、これらの調達方法について検討する。

また、処理施設が被災することを想定し、処理施設のプラントメーカー等とともに災害時の復旧体制等について検討する。

第2 市民への意識啓発

環境部（ごみ減量課）

災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理を図るためには、日常ごみの分別はもとより、災害廃棄物についても各家庭等における分別が重要となることから、ごみの分別に係る意識啓発を図る。

第3 し尿処理対策の検討

行政経営部（危機管理課），関係各部（関係各課）

避難所の衛生環境の向上を図るため、従来の仮設トイレの設置及び設置条件に加え、避難所の状況に応じたマンホールトイレの設置等について検討する。

第17節 建築物等の災害予防対策の実施

地震による建築物等の倒壊や看板等の落下は、人的な被害をもたらすだけでなく、応急対策活動の妨げとなるため、建築物等の安全対策を推進する。また、国民の貴重な財産である文化財についてもその保護に努める。

- 第1 建築物等の災害予防
- 第2 ブロック塀、落下物等の防災対策
- 第3 文化財等の保護

第1 建築物等の災害予防

都市整備部（建築指導課，都市計画課），行政経営部（危機管理課），建設部（建築保全課，建築課），総合政策部（情報政策課），消防局

1 公共建築物等の安全対策

(1) 防災上重要な公共建築物の耐震性確保

昭和56年5月以前の基準により建築された公共建築物のうち、地震発生時に応急対策活動の拠点となる消防施設等については、耐震診断結果を踏まえ、耐震化を促進するとともに、新たに建設する公共建築物は、最新の耐震設計と防災設計を行い、より安全性を高めるよう配慮する。

また、非構造部材（天井等）の脱落対策についても、国から示される技術的基準を踏まえ対応する。

(2) 学校等施設の安全対策

学校、図書館等、多数の市民が利用する公共施設では、コンピュータやテレビ等の機器、ロッカー、書棚等の家具・建具類、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下の防止等について、その安全性を高めるとともに、児童生徒、利用者、職員の安全と避難通路が確保できるよう、設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) 情報システム等の安全対策

情報システムや情報ネットワークについては、「宇都宮市「ICT部門」の業務継続計画」に基づき安全対策を推進する。

2 一般建築物等の安全対策

一般建築物の所有者に対し、地震による建築物の倒壊等の被害から守ることの重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

(1) 建築物の防災化促進

ア 建築物等の防災化及び防災対策についての徹底を図るため、耐震改修等に関する建築相談に応じるとともに、建築物の防災週間を含めたあらゆる機会をとらえ、市内の危険建築物の把握に努める。

- イ 民間建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性や、耐震補強等に関する広報活動を行い、耐震改修等についての知識の普及を図る。
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- (2) 震災建築物応急危険度判定体制の確立
- 本市は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に使用できるかどうか、また、余震等の二次災害に対して安全であるかどうかの判定をするため、応急危険度判定制度の確立を図る。
- ア 震災建築物応急危険度判定士の育成

県知事が認定する被災建築物の応急危険度を判定する技術の資格者を確保するため、本市建築技術職員を応急危険度判定士として積極的に育成する。
 - イ 応急危険度判定士の運用体制の整備

応急危険度判定士の派遣要請の方法、輸送・判定準備等の運用体制について整備する。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の確立
- 市は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。
- ア 被災宅地危険度判定士の養成

県知事が認定する被災宅地の危険度を判定する技術の資格者を確保するため、本市土木技術職員を被災宅地危険度判定士として積極的に育成する。
 - イ 危険度判定士の運用体制の整備

危険度判定士の派遣養成の方法、輸送・判定準備等の運用体制について整備する。

第2 ブロック塀、落下物等の防災対策

都市整備部（建築指導課，都市計画課，緑のまちづくり課），
行政経営部（危機管理課）

地震時のブロック塀等の倒壊や看板等の落下等による危険を防止するため、次の防災対策を推進する。

1 ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等を設置している住民に対し、平常時から、安全点検に努めるよう指導啓発する。

また、危険なブロック塀等に対しては、改修や生け垣化等を奨励するほか、ブロック塀等の新設・改修等にあたり、構造等の相談に応じる。

2 看板等の落下防止対策

地震による落下物からの危害を防止するため、建築物の所有者又は管理者等に対して、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改善指導を行う。

3 家具等の転倒防止対策

タンス，食器棚，本棚，テレビ，冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による被害を防止するため，広報紙等を通じて，市民に対し家具類の安全対策の普及啓発に努める。

第3 文化財等の保護

教育委員会（文化課）

文化財は，国民の貴重な財産として，震災に対しても十分な防災対策を施し，後世へと大切に受け継いでいく必要があるため，次の保護対策を検討する。

1 文化財調書・画像資料の作成

被災後に，文化財の復元や補修を行うため，その参考資料として，図面やビデオ・映画・写真等により震災前の状況を記録するなど，画像資料等の蓄積を図る。

2 貴重建築物等の耐震診断

文化財に指定される貴重建築物等に対しては，所有者と協力し，必要に応じて耐震補強等の措置を図る。

3 防火・防災設備の整備

文化財の倒壊や，火災による焼失，損壊等へ備え，必要に応じて，自動消火装置の設置や倒壊防止対策を進める。

4 専門職員等の応援協力体制の整備

平常時から，専門機関や他自治体の専門の知識を持つ職員との情報交換等により，災害時の応援協力を想定した支援ネットワークを確立し，迅速な応急対策に備える。